

重要公告

令和五年二月十三日

建設連合・大分建設組合
建設連合国民健康保険組合

〒八七〇〇九二六

大分市高松東三―一―一六

電話 (〇九七) 五五六―六二四三

令和五年度建設連合国民健康保険組合 健康保険料・介護保険料が決定

―保険料額及び体系の抜本的な見直しにより、財政の安定化を図る方針―

令和五年二月十一日(土曜日)、A P 虎ノ門会議室にて建設連合国民健康保険組合第一二五回組合会が開催され、令和五年度歳入歳出予算案が審議されました結果、保険料額及び体系を抜本的に見直し、財政の安定化、収支の均等化を図ることで方針決定いたしました。それを踏まえ、令和五年度の保険料額につきまして、左記の通り決定いたしましたので、ご理解の程お願い申し上げます。

建設連合国民健康保険組合の財政状況は、後期高齢者支援金の増加、医療費の自然増等による影響から、現行の保険料額で算出すると歳入の大幅な不足が見込まれており、大変厳しい状況となっております。この歳入不足を解消する為に令和五年度から保険料を引き上げ、収支の均等を図ります。今回の見直しにあたっては、今後の安定した財政運営を図る為に高齢化による医療費の伸びを考慮し、医療給付費分については、若年層及び子育て世代の負担をできるだけ抑制しつつ、医療費の支出が大きい世代へ負担をお願いする設定とさせて頂きました。また、家族数が多い世帯を対象に実施している免除措置(七名以上家族の保険料免除)を十八歳以下の家族保険料の負担を抑制することから令和四年度をもって終了させて頂きます。次に、後期高齢者支援金分については、保険料として必要な額を満たしていない為引き上げます。介護保険料については、保険料として必要な額を確保されていることから、据え置きとなりました。

組合員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和五年度健康保険料(月額)

*組合員		*家族(1名につき)	
組合員(～19歳)	11,000円	家族(1～6歳)	5,400円
組合員(20～24歳)	13,000円	家族(7～18歳)	5,400円
組合員(25～29歳)	16,000円	家族(19～64歳)	6,400円
組合員(30～39歳)	20,000円	家族(65歳～)	7,400円
組合員(40～49歳)	23,000円		
組合員(50～64歳)	25,700円		
組合員(65歳～)	25,900円		

※0歳児の家族は0円(保険料免除)です。

令和五年度介護保険料(月額)

組合員・家族(40～64歳) 1名につき 3,700円

※上記の健康保険料(月額)の表示には後期高齢者支援金(月額3,400円)及び建設組合組合費(月額3,000円)が含まれております。

※上記の健康保険料及び介護保険料は令和5年4月分から適用されます。

※既に令和5年4月分以降を納入頂いている方につきましては、次回納入時に差額分を徴収させていただきます。

令和五年度からの保険料体系の変更点について

- ①組合員の「50歳～」の年齢区分が「50～64歳」「65歳～」の2つに分けられました。それに伴い、組合員の年齢階層は7区分となりました。
- ②家族の健康保険料は一律で同額でしたが、年齢により細分化され、年齢階層ごとに健康保険料の設定をすることとなりました。
- ③免除家族制度(7名以上の家族保険料を免除とする制度)は廃止となりました。

健康保険料等の納付には、便利な口座振替をご利用下さい！(口座振替手数料は無料です。)

※ご利用にはお手続きが必要です。ご希望の方や不明な点がございましたら、当組合までお問い合わせ下さい。